

病 侯 水

訴訟派にも補助を

29世帯、水俣市に陳情

水俣病患者家庭互助会の訴訟派二十九世帯（渡辺栄蔵代表）が、二十六日午前十時水俣市に対し水俣病補償援助資金として二百万円を補助するよう陳情した。

議事会議員協議会書記に渡辺代表、日吉フミ子市民会議員ら四十人と市側から渡辺助役（市長代行）橋本勝彦市長、山田衛生課長らが出席、広田市議会議長の商會で話し合いに入った。まず渡辺代表が

「私たち二十九世帯は補償問題について司法裁判所にお願ひし、救済方を請じてもらふとともに、全国的な公害一掃を目標に運動を進めることになった。これらの補償運動資金として二百万円を補助してほしい」との内容の陳情書を手渡した。これに対し渡辺助役らは「チツとの補償交渉の経過のなかで互助会が二つに分かれたことは残念である。一本でやっつけては

かった。水俣病補償処理委員会といえどもまだ話は煮つまつていないし、もし患者が納得いかなければ裁判してもいいのではないか。特に胎児性の子供の場合は将来にわたつて問題になることではあるし、患者家庭の立ち場から時間をかけて訴える多くの過程を踏んでよかったのではないか。いっぽう市議会で一月には組合に対して早急に行政措置を講じるよう要望

書を出した。今回の措置はこの議会の意向に沿つたものです」と答えた。しかし患者側から「二月の時点といまでは事態は変わつていく。市が処理委員会の費用を予算に組めば不公平になる。しかも訴訟は互助会の基本的な三つの柱のなかの一つだったし、訴訟に踏み切るまでにはそれだけ過程を踏んできた」と早急に訴訟派にも予算を組むよう迫つたが、渡辺助役は「二十七日に臨時議会が開かれ、議院内でも論議されるだろう。議会の考え方を聞いたらえて、それに基ついて検討することもある」と答え、この日は結論は得られなかった。

なお市は処理委員会の費用として四百八十万円を組み、二十七日の臨時市議会上程する。